

第十六回 参議院電気通信委員会議録第十八号

昭和二十八年七月二十五日(土曜日)午前十時二十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 左藤 義詮君
理事 島津 忠彦君
久保 等君

委員 左藤 義詮君
島津 忠彦君
久保 等君

國務大臣	塚田十一郎君
郵政大臣	新谷寅三郎君
政府委員	小林 武治君
大蔵政務次官	小林 孝平君
郵政政務次官	山田 節男君
通信監理官	新谷寅三郎君
郵政省電気	塚田十一郎君
通信監理官	金光 昭君
通電報	飯塚 定輔君
庄司 新治君	柏原 栄一君
事務局側	後藤 隆吉君
常任委員	会専門員
常任委員	柏原 栄一君
専門員	柏原 栄一君

○本日の会議に付した事件
○公衆電気通信法案(内閣提出、衆議院送付)
○有線電気通信法及び公衆電気通信法
○有線電気通信法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(左藤義詮君) 只今より委員会を開会いたします。
○委員長(左藤義詮君) 只今より委員会を開会いたします。
○委員長(左藤義詮君) 只今より委員会を開会いたします。
○委員長(左藤義詮君) 只今より委員会を開会いたします。
○久保等君 公衆電気通信法案、有線電気通信法案、有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案を議題といたします。
○久保等君 昨日久保委員の質疑がまだ残つておるわけでありますので、昨日の委員会の決定に基き、一時間以内で久保委員に質疑を行なつて頂きます。
○久保等君 公社の総裁もお見えになつておるししますので、或いは監理官のほうからお答え願つても結構ですけれども、公衆電気通信法案の第八条、これはいろ／＼委託する場合の一応規定でござりまするが、この中にはいろいろ電信電話の料金の収納事務などか業員で配達するというようなことが却つて経済的に不経済だと思われるような場合について委託をする場合を考えられるのですが、特別に考へられる場合として、私の通常識的に入素の考え方から行けば、そういつた程度が一番具体的な例だと思うのですが、公社としている、或いは事業の合理化をと/or、そういう面から電報配達なんかをやはり委託してやらせ

るというようなことについて何かほかに計画なり或いは具体的に考えておられる点があれば、一つ御説明願いたいと思います。
○政府委員(金光昭君) 公社の担当の局長が見えておらないようでございますから、私が知つております点で概要だけをお答え申上げたいと思います。只今久保委員のお尋ねの電報の配達の請負でございますが、これは根拠といつましても、只今お話になりましたように公衆電気通信法案の第八条の三号に書いてあるわけでございまして、主として山間僻地といいますか、田舎の委託局等において定員も十分、一人なり数人の定員を配置するだけの委託局等において定員も十分、一人なり数人の定員を配置するだけの電報通数がないというような所において請負を只今実施しております。又それ以外にも夜間等になりますと、非常に電報通数が少くなるわけでございまして、夜間に起きまする電報通数が著しく少いといった面におきましては、夜間のみについての配達の請負を実施している、かのように了解しております。

○久保等君 特にその夜間の電報配達を委託するという問題ですが、それについて何か具体的に最近計画を進めておられるというような計画があれば、おおまかに御説明を願いたいと思います。
○政府委員(金光昭君) 最近におきましても承知しておりませんので、公社の担当の局長が見えましてから、そちらのほうから御返事願いたいと思います。

○政府委員(庄司新治君) 只今のお尋ねに対し率直なお答えを申上げたいと思います。技術基準を先ず作らなければならぬのであります。この技術基準は現在すでに成案が出ておりまして、これは今私の手許にあります。が、こういうふうにきております。それでこれは八月一日にははつきりした形で固めて出すという予定でござい

によつて、そついつた点について十分にこれを見て行くというふうな方法を考えるかといふ御質問をいたしました。ですが、それについては、特に制限或いは基準と、いうようなものを考えておらないという答弁だつたのですが、その申請がされた際にも、何らかもう少し突つ込んだ方法を考えておく必要があるのじやないかといつうように思つておるので。で、これらの問題について、今直ちに具体的な考え方がないとしても、今後そついつた問題についても、十分に一つ考慮して行くつもりでおられるのかどうか。一つ先般來の質問に対する締めくくり的な意味でお伺いしておきたいと思います。

○政府委員(庄司新治君) 只今のお問

いにお答え申上げたいと思います。こ

れは今まで公社と私たちの間で技術基

準をどういうふうな形で定めるかとい

うことを討論いたしましたときの討論

の一回をお話申上げれば、或る程度御

納得を頂けるかと思ひますが、公社で

最初きめました技術基準は、先日も申

上げましたように、どうしてこの技

術基準に適合しなければ繋げないとい

うふうな絶対的な条件の項目と、それ

からこういうふうにあつて欲しい、あ

ることが望ましいという意味の条項と

二つ混在して、我々のところに話が上

つて來たのであります。そうしてその

事には從事者が何人であるといふう

なことが書いてあつたのでございま

す。従つて公社としては、こういう工

事の大きさには何人ぐらいかかるのが

一番標準だというふうなことをはつき

りつかんでおるわけなんです。併しそのときに私は、技術基準というものが、法律の面で言いましてもこれに適合しなければ繋げないと、いうことで、

或る一つの回線のP BXは五人でなければならぬということを書きます

と、四人でやる場合にはこれはもう法

律違反になつてしまふのだ、法律に基

く政策違反になつてしまふということ

で、それは技術基準としてはとるべきではない。併し別途そういう基準を作

られて、こういうことでおやりになる

のが望ましいのだといふことをP BX

の工事をやる人に示されることは、それ

は結構でしようという事を申上げます

して、今までの話の中には、技術基準と

の話については、そういう望ましいと

いう条件については一切触れておらない

かつたのであります。併し技術基準と

してはどうしてもこうでなければなら

んという条項をはつきりきめたい。そ

れからこういうことであることが望ま

いわばこれらの業者の中において、競争

立といふか、好ましくないような競争

状態もこれは十分に考えられると思う

のです。そついつたよな場合について

て、何ら別に工事担任者そのものに對

する資格の剝奪といふか、そういう方

面の取締規程といふことは、これは何

らないわけです。いわば野放し状態に

なつてゐるわけとして、工事そのもの

が特別に悪ければ、これに対する停止

を或る程度命ずるとか何とかいうよう

なことは、仕事の面についてはできる

限りであります。従つてよく工事

をされるというときに、こういう条件

であることが望ましいのだといふこと

を、公社では十分まあ徹底したいとい

うふうに考へておられるようあります。

して、この点は久保委員のお話もござ

いましたので、特に公社の関係者にも

伝えておきたいと思つております。

○久保等君 なお、この公衆電気通信

法案で、今度第百五十五条のところでP BX

Xの自営と申しますが、大幅に民営に

何によつては非常に問題を将来に残

りますと、このような業者自身として

し、最小限度はそういう安全弁も從来

もなかつたわけではないわけなんです

から、少くとも今度のこの法案によつ

て相当大幅にその点が、まあ民営でや

り得るという形になるわけですから、

そういう点から申しますと、少くとも

これが仮に実施せられるということに

なりました際には、先ず最初のうちは

非常に運用の面においても私は慎重を

期する必要があるのじやないかといつ

うのか。一つ見通しなり、お考へを急

なめに承わつておきたいと思うので

す。

○政府委員(金光昭君) 只今のお尋ね

でございますが、P BXのほうの業者

自体についてこの法律で取締をすると

いうことは、この法律の範囲を多少逸

脱したことだといふうに存じます

て、業者自体のそういうふうな行為

が、不当な行為と申しますか、そういう

つたものについては、直接この法律で

取扱われていないわけでござりますの

でござりますが、P BXのほうの業者

で、この業者自体におきまして、そ

いつたような不当行為等があります

ば、やはり業者自体は競争の立場にあ

りますし、又今は公社も、公社がや

るようになつておる、会社とそれから

あるわけでして、先般もちょっと御

質問いたしましたように、最近の電気

通信事業は、非常に熾烈なる国民から

の通らない法案が出て来る傾向が多分

にあるわけでして、先般もちょっと御

質問いたしましたように、最近の電気

通信事業は、非常に熾烈なる国民から

の需要があるのにもかかわらず、なか

なか日本の国内における経済事情な

り、或いは資金調達の面についても思

うように行かない。むしろ計画を相当

当初重大な決意で立案しても、とかく

途中でいわば困難性をより加重して來

るといふことが普通ありがちの状態なんですが、そういう状態の中に

あつて、どうも電気通信事業で、多少

の結果に相成ることと存じてゐるわ

けでござります。又業者自身のほうによ

面は電気通信事業の一貫性或いは有機性、有機的な一体性といいますか、そういう電気通信事業でありますながらも、相当無理をして切離して行くことが、今までというよりも、極く最近出て来ているわけです。国際電信電話株式会社が最も頗著な例でありますし、この問題は本年四月から発足したばかりですが、いずれにしても、これも少くとも電気通信事業にとつて負担になつておつた事業というよりは、相當、まあ国内、国際というふうに分けて見た場合には、国内の通信部門が国際の通信部門によつて相当危なくなつておつたわけです。ところがこれも株式会社という形で切離されたのですが、この傾向についても、傾向というか動向ですが、今日の世界の情勢から考へても、電気通信事業といふものを、從来政府事業でやつておつたものを一挙に民営に移したという事例は聞いたことがないのです。むしろ從来株式会社でやつておつたものでも、逆に公共企業体程度のそういう方向に経営形態を切り替えて行くというような趨勢にあるくらいです。従来永い七十年、八十年の電気通信事業といふものが政府事業でやられて来ておつたということを、この際一挙に民営という極端な経営形態に切り替えられるということについて私は、私は何かそこに電気通信事業そのものに対する十分な検討と、電気通信事業の本質といふものを十分に見究め常に、国内の電気通信事業につきましてた上でとつておる政策というふうには残念ながら実は考へられないのですが、而もそのことが電気通信事業に非常に、国内の電気通信事業につきまして考へて見た場合には、非常な悪影響を

受けているわけです。而も又運営の面からいっても少くとも円滑に運営されることは言えないと思うのですが、国際電話株式会社の比重と同じものではあります。併し性格的にやはり私そういった考え方方が今度の問題にも出て来るのですが、これも先般もちょっと指摘しましたように、やはり電気通信について煩わしい部門であるわけではありません。でもこれがどうしても加入者そのものから、私どもにやらしてもらいたいのだという、非常にまあ抑えんとして抑えたいところの加入者そのものから直接の要望なり、声があつてこういう形になつて来たということなら、これが又或る程度自然の趨勢だと思うのです。まあいい悪いは仮に別問題として、自然の国民の強い要望だと、とにもなると思うのですが、ところが直接そういう人たちぢやなくて、むしろ仕事を請負つてやるところの業者、そういう方面からの熾烈な動きのほうが、これが少くとも客観的に見ておりました場合には、非常に熾烈な動きがこれは前々からあるんです。決して最近の話だけではありませんが、これは当然自分の仕事のできる範囲が小さくなり、狭ばめられるということは、これは誰しも好まないところであつて欲しいということは、当然あると思うのです。その業者自体にとつては、私はこれは極めて当然のことだと思う

○委員長(左藤義詮君) 御異議ないものと認めます。よつて三法案に対する質疑はこれに終局したものと認めます。ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(左藤義詮君) 速記を始めます。これより三法案の討論を行います。順次賛否を明らかにして御発言を願います。

○小林翠平君 只今議題になつております三法案中、公衆電気通信法案及び有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案の両法案の一部を修正する動議を提出いたします。この修正案は社会党両派の所属委員の共同提案であります。が、提案者を代表して私から説明いたします。

先ず修正案を朗読いたします。

公衆電気通信法案に対する修正案

一 構内交換設備及び内線電信電話機並びにこれらに附屬設備であつて公社による設置が困難であるもの又は加入者の業務の性質上若しくは設備の構造上特殊の保存を要するもの、の保存を要するもので、公社が定める基準に適合するものに適合するもの

二 船舶に設置する加入電話の設備であつて、公社が定める基準に適合するもの

三 専用設備の端末機器その他の端末の設備であつて公社による設置が困難であるもの又は専用者の業務の性質上若しくは設備の構造上特殊の保存をするもので、公社が定める基準に適合するもの

するもの

第一百五条第二項を次のように改め

る

公社は、前項右号の基準を定

認可を受けなければならぬ。

別表第二を次のように改める。

十日以内の加入電話に係るもの
を除く。)

料金種別		一度料金制による場合		加入電話ごとに月額		事務用		住宅用	
イ 基本料		単独電話及び構内交換電話(内線電話機及び構内交換設備を除く。)		二級局		六百十円		四百六十円	
ロ 度数料		三級局		五百五十円		四百二十円		三百八十九円	
二 定額料金制による場合		四級局		四百九十九円		三百八十九円		三百三十円	
イ 単独電話		五級局		四百三十九円		三百四十円		三百七十円	
二 度数料		六級局		三百七十円		三百円		二百六十円	
一 加入電話ごとに月額		市内電話 一度数ごとに 一加入電話ごとに月額		七円		七円		七円	
二 構内交換電話(内線電話機及び構内交換設備を除く。)		普通加入区域内の関係線路 一百メートルまでごとに 一加入電話ごとに月額		千六百円		千百二十円		五百五十円	
三 基本額		千三百五十円		九百五十円		四百五十円		四百九十九円	
四 加算額		千百五十円		八百円		七百円		三百五十円	
五 基本額		八百五十円		七百円		六百円		三百三十円	
六 加算額		七百五十円		六百五十円		五百三十円		三百五十円	
七 基本額		七百五十円		五百五十円		四百六十円		三百三十円	
八 加算額		五百五十円		四百五十円		三百五十円		三百三十円	
九 基本額		五百五十円		三百五十円		二百六十円		一百五十円	
十 加算額		三百五十円		二十四円		二十四円		一百円	

Xを民間開放に持つて行くに際しましても、来たるべきこの五ヵ年計画に要しまする所要の資金並びに資材等におきまして、P BXはもじろ民間に開放いたしまして、その資金と資材、人力を電話の事業の建設拡充に集中すべきだという論もあります。併しながら前申しましたように、日本のまだ民間におきまする技術基準の低いこと、而も非常に技術的差の多い点並びにこの民間開放によつて起きまする幾多の弊害を想像いたしますると共に、どうしてもこのP BXのこの法案に纏られた趣旨に対しましては首肯し得ざる点あります。

次には、今後公社が進んで行くべき根幹ともなるべき料金の問題であります。最初政府提案といたしましては、この料金の値上率を二割五分といたしておるのであります。然るに衆議院におきましてこれを二割に下げた。このことにつきまして私は若干申上げたいと思うのであります。もとよりこの電信電話料金の値上げということは、国民の一様にこれを欲せざるところには相違ありません。又他面電話施設の拡充の、サービス改善の緊急なる点から見まするならば、又今日一般物価の基準の高騰しておる今日からいたしますならば、電信電話の料金の値上げをせざるを得ないという点も、これ又私どもは十分了承し得る点であります。併しながら問題は、今後公社がすでにこに立てております五ヵ年計画、これをお如何に実施せしむるかということと、他面におきましては、とかく從来国營

でありましたがために、公社に移行し半年有余を経過いたしましたけれども、經營の内部におきましては、依然として我々國民がより以上の改善を希望する点が多くあるのでございまして、殊に本院におきまする決算委員会におきます昭和二十五年度並びに昭和二十六年度の決算の状況を見ましても、この点を特に私どもは注意せざるを得ないものであります。かような点からいたしまして、この料金問題を見ますると同時に、政府原案としまして二割五分の政策を国会に出しまして、この二割五分によりまして立ておきまする五年計画に基く資金計画並びに収支見積り等を勘案検討いたしまするのに、私ども率直に申しますならば、政府原案のほんとうが、今回衆議院において改正された部面よりも未だ長所が多くあることを発見するのであります。換言いたしまするならば、この衆議院の修正によりまして、むしろ今後公社の将来の經營につきましては、誠に不安なる、暗黒なる将来を招致しておるということを認めざるを得ないのであります。一例を申上げますけれども、この修正案によりまして五年計画の初年度におきまして百億の社債の公募、第二年度におきましては更にそれを倍を超えるところの二百六億、かような公募社債を以て公社の健全な運営ができるかどうか。これはこの見方が場当たり的で、又極めて企画性の足りない点において、私は非常に遺憾に存ずるのでござります。かような意味からいたしまして、今回のこの公社法、根本法の改正すれば、自己資金によると言えば、

結局この料金収入によるはかはないのを、この修正案について特に申上げたいと存するのでござります。
かような点からいたしまして、この三法案は、その根本におきまして、政府がいろいろと意を用いた点は十分了然であります。けれども、先ほど申上げましたように、その中に感察し得る点でありますけれども、先ほどの申上げましたる根本の点におきまして、私どもはこの法案の実施によつて、この公社の極めて円滑にして能率的合理的な経営が進むのではなくして、先づ初年度において大きな挫折をここに迎えるのではないかという危惧を持つておるのであります。かような点からいたしまして、私どもはこの原案に反対せざるを得ないのであります。
ただここに一言申上げたいことは、この公社が将来の自主的な能率的な合理的な経営をいたすということにつきましては、これは先ほど来委員の賛成討論の中にもございましたように、この国民が寄託しております公社の運営管理に当りましては、勿論経営委員を中心とする最高首脳部の責任でありますけれども、この公社の将来の運営の如何は、何と申しましても、これは国民が偉大なる期待を持つということは、政府においてこれ又極めて大なる責任を痛感してもらわなければならんという点であります。今回の原案、更にその修正案によりまして改悪されたといふことにつきましては、私は政府当局にむしろ公社よりも大きな責任があるということを痛感せざるを得ないのであります。

○島津忠彦君 私は只今議題となつておるが、私は以上の理由を以ちまして、本案に反対の意を表明するものであります。されました修正案に反対をいたるものであります。

ただ一言申上げたいことは、最初の原案たる二割五分を、衆議院の修正案によりまして二割に減少されましたことについて、いさきかその資金計画に不安なきを得ないのであります。この点は郵政当局並びに大蔵当局と十分なる密接なる御交渉を頂きましたので問題の全からんことを切に希望いたしましたして、私の賛成討論といったします。

○委員長(左藤義詮君) 速記をとめて下さい。

(速記中止)

○委員長(左藤義詮君) 速記始めて。

○三浦義男君 私は只今審議されておりますこの三法案につきまして、衆議院から修正されてこちらに参りました。三法案に對して賛成の意を表するものであります。又小林委員から御提案がありました修正意見には反対の意見を申上げるのであります。

ただここで私附加えて申上げたいことは、この料金の問題であります。料金は、当初におきまして政府から出されましたが、これが衆議院において二割の値上げに修正されたのであります。この点につきましては、賛成意見にも反対意見にも二割五分がよかつたんではないか、二割五分がいいんだというような意見も出ましたが、私もこの二割五分の値上げの

ほうが、むしろ今後の電電公社の運営の上において、又國民が非常に希望しております電話事業の拡張の上におきましてむしろこの案がよかつたんではないかというような気持が十分いたしましたのであります。であります、いろいろな社会情勢を考えられて、この二割の値上げの案として衆議院から参りましたのであります、この点につきましては、郵政当局は十分なる一歩を踏んで、そしてこの確保については責任を以て処置されんことをお願い申上げたいのであります。

そういうのにつきまして、私はこの委員会といたしまして附帯決議をやりたいと思います。

○委員長(左藤義詮君) 討論は終局いたしました。これより採決を行います。

先ず小林委員提出の修正案の採決をいたします。

小林委員提出の公衆電気通信法案の修正案、有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案の修正案、以上二つの修正案全部を問題といたします。右の修正案を可決することに賛成のかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(左藤義詮君) 挙手少數と認めます。よつて小林委員提出の二つの修正案はそれも否決せられました。

次に、内閣提出、衆議院修正議案送付の公衆電気通信法案、内閣提出、衆議院送付の有線電気通信法案、内閣提出、衆議院送付の有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案、以上三法案全部を問題といたします。右三法案をいずれも衆議院送付案通り可決することに賛成のかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(左藤義詮君) 多數と認めます。よつて右三法案は、いずれも衆議院送付案通り可決すべきものと決定されました。

お諮りいたします。只今の三浦委員の附帯決議に賛成のかたの挙手を願います。

○國務大臣(塚田十一郎君) 三法案を可決頂きました、誠に有難く御礼申上

げます。

なお、本委員会において、只今決議を付して御賛成頂きましたのであります。この決議の趣旨につきましては誠に固感でありますので、政府といたしましては、最大の努力を払つて、決議の趣旨に副うて目的を貫徹したい、と、こういうふうに考えております。

○政府委員(愛知揆一君) 只今御決議になりました決議につきましては、大蔵当局といたしましても、必要な資金の確保について万全の措置を講ずる覚悟でございます。

○委員長(左藤義詮君) 三法案に対し賛成せられたかたは、順次御署名をお願いいたします。

多數意見者署名

島津 忠彦 津島 壽一
三浦 義男 小林 武治
新谷 寛三郎 寺尾 豊

○委員長(左藤義詮君) なお三法案に対する事後の手続及び本会議における報告等は、慣例によりまして委員長に

御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(左藤義詮君) 御異議ないと認めます。さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午前十一時四十六分散会